

千葉県スポーツウエルネス吹矢協会規程

(名 称)

第1条 この協会は、一般社団法人日本スポーツウエルネス吹矢協会（以下「協会本部」という。）に所属し「千葉県スポーツウエルネス吹矢協会」（以下「本協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本協会は、地域においてスポーツウエルネス吹矢を通して、児童・生徒、学生をはじめ社会人や高齢者など、広範な県民生活の充実と健康増進及び生きがいの高揚に寄与すると共に、スポーツウエルネス吹矢の普及発展に貢献することを目的とする。

2 千葉県スポーツ協会、千葉県リクリエーション協会をはじめ、地方公共団体等と連絡、協調を図り、必要な活動を推進する。

(事務所)

第3条 本協会の事務所は、千葉県スポーツウエルネス吹矢協会規程細則（以下「細則」という。）で定める。

(活 動)

第4条 本協会の目的を達成するため次の活動を行う。

- 1) 協会本部主催の諸行事への積極的な参加、協力
- 2) 千葉県スポーツウエルネス吹矢大会及びその他競技会の開催
- 3) 段級位認定試験、公認指導員資格認定試験及びその講習会等の実施
- 4) その他本協会の目的を達成するための活動

(会 員)

第5条 本協会は、協会本部の「市区町村スポーツウエルネス吹矢協会（以下「市協会」という。）規程」及び「地域支部規程」に基づき設立された千葉県内における市協会及び地域支部により構成し、その市協会及び地域支部を「会員」と呼称する。

2 本協会は、会員を統括する。

(本部組織)

第6条 本協会の本部組織として、役員会、地域部、運営部門を置き、本協会を運営する。

2 前項のほか、次の委員会を設置し、委員長が必要時に応じ委員会を開催する。

- 1) 六段位認定審査委員会

六段位認定審査会の開催、運営及び認定者を確定し協会本部へ申請する。

- 2) 普及振興功労賞等推薦委員会

受賞対象者を選定し協会本部に推薦する。

(総 会)

第7条 総会は、前5条に定める会員の長（以下「支部長等」という。）を以って構成する。

- 2 総会は、年度内に1回以上、会長が招集、開催し、事務局において議事録を作成する。
- 3 総会は、支部長等の過半数の出席を以って成立し、出席者の過半数を以って決議する。
- 4 総会は、次の事項を決議する。
 - 1) 会長の選任に関する事項
 - 2) 会長以外の役員の選任に関する事項
 - 3) 本協会規程の制定、改定に関する事項
 - 4) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - 5) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - 6) 役員及び会員の懲戒に関する事項
 - 7) その他本協会運営に関する重要事項
- 5 支部長等が、代理人を指定して委任状を議長に提出することにより、その代理人は議決権を制限なく行使することができる。
- 6 特別な事情により総会の開催が困難である場合には、通知された事項について書面又は電磁的方法により議決することができ、2項の総会開催及び3項の出席者と見做すことが出来るものとする。

(役員を選任)

第8条 会長の選任は、協会本部の「都道府県スポーツウエルネス吹矢協会規程第7条」の規定を充足する者の中から、役員会が自薦、他薦の候補者を募り、結果を総会に報告し、その承認を経て選出する。この場合、候補者が複数あるときは、総会における過半数の決議より決定する。

- 2 副会長以下の役員は、支部長等の中から自薦、他薦者の候補者を募り選任する。この場合、候補者が複数ある場合は、役員会における互選により決定する。

(役員会及び役員)

第9条 役員会は、次の役員で構成する。

ただし、本部組織の部長等を必要に応じ役員会に参加させることが出来るものとする。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 1 名 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 会 計 | 1 名 |
| (5) 理 事 | 10 名以下 |
| (6) 監 事 | 2 名 |

なお、必要により顧問を置くことができる。

2 役員会では次の事項に関する案を策定し、役員会への参加者の過半数の賛成でもって決議し、総会に提議する。

- 1) 会長の選任に関する事項
- 2) 会長以外の役員の選任に関する事項
- 3) 本会規程の改定に関する事項
- 4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- 5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- 6) その他本会運営に関する重要事項

3 役員の任期は、1期2年とする。ただし、役員の再任は妨げないが、原則として再任は3期までとする。

4 任期を残し交代した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 任期満了時には、後任者の就任手続きが完了し、着任するまでの間は職務を継続して行うものとする。

6 本協会の運営に必要な事項に関する細則を、役員会の決議でもって定めることができる。

7 特別な事情により、総会の開催が困難な時は、役員会で決議した案を以って、第7条4項4)の事業計画及び収支予算に関する事項を執行する事ができる。ただし、事後、総会の開催が可能となった時、速やかに総会を開催して承認を受けなければならない。

(本部組織)

第10条 役員会以外の本部組織は次のとおりとする。

- 1) 地域部長 1名
- 2) 運営部門
 - (1) 企画部長 1名
 - (2) 教育部長 1名
 - (3) 競技部長 1名
 - (4) 審判部長 1名
 - (5) 障がい者サポート部長 1名
 - (6) ジュニア育成部長 1名

2 前項の部長は役員会において選任するものとし、副部長及び推進委員を置く事ができ、またこの部長等に役員が兼ねる事が出来るものとする。

(役員等の職務)

第11条 役員及び本部組織の主な職務は、協会本部の「都道府県スポーツウエルネス吹矢協会規程」第10条、第11条、第12条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1) 役員

- (1) 会 長
 - ① 本会を代表し、会務を総理する。
 - ② 総会及び役員会を開催し議長を務める。
 - ③ 総会および役員会において、議案の可否が同数の場合は、会長が決する。
 - (2) 副 会 長
会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
 - (3) 事務局長
県協会の事務局を統括し、会務を処理する。
 - (4) 会 計
県協会の会計、経理一切を行う。
 - (5) 理 事
各種事業の企画、協議、推進役となる。
 - (6) 監 事
県協会の役員の仕事推進のチェック及び会計経理の監査を行う。
 - (7) 顧 問
県協会発展のために大局的な立場からアドバイスをする。
- 2) 地域部
県を東部及び西部に分けての大会又は組織等に関わる論議、研究を推進する。
 - 3) 運営部門
 - (1) 企画部
各種事業の企画・推進と内外への広報業務及び体験会等の企画運営を行い、スポーツウエルネス吹矢の普及活動を推進する。
 - (2) 教育部
公認指導員及び上級公認指導員の資格認定試験及び講習会を企画し実施する。
また、新支部長面談の計画を推進する。
 - (3) 競技部
本協会が主催するスポーツウエルネス吹矢大会の企画、準備、運営を行う。
会員団体が主催する競技会に対する必要な指導を行う。
 - (4) 審判部
本協会が主催する大会の審判業務の一切を行う。会員が主催する競技会の審判に関する必要な指導を行う。
 - (5) 障がい者サポート部
スポーツウエルネス吹矢に取り組む障がいを持つ競技者に対する精神的、物理的支援を行う。

(6) ジュニア育成部

スポーツウエルネス吹矢に取り組むジュニア枠の競技者への知識、技能の習得の支援育成を行う。

(支部長等の懲戒)

第12条 本協会の目的に反し、または、本協会の活動を妨げ、あるいは不正な行為を行うなど不適切な行為行動があった時は、役員会が調査し、総会に懲戒の意見を付して報告し、または発議して承認を受けるものとする。この時、発議に付す意見の種類は、次のとおりとする。但し、その支部長等に対し、総会への発議の前に弁明の機会を与えなければならない。

① 会長注意

退会を命じるに至らない非行行為があると認められる場合

② 退 会

著しい非行行為があり、本協会の事業運営や活動に多大な支障をきたす、又はきたすおそれがあると認められる場合

(会計年度)

第13条 本協会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

(会費及び経費)

第14条 本協会運営のため、会員から会費を徴収する。その額は、別に細則で定める。

2 本協会運営上の経費として認める収支科目等は、別に細則で定める。

(規程の改定)

第15条 本規程は、役員会の決議に基づき総会に提議し、過半数の決議でもって本規程を改定する。

(付則) 令和元年5月13日付け施行の「千葉県スポーツウエルネス吹矢協会規程」は、令和元年7月17日の臨時総会決議でもって廃止する。

(付則) 本規程は、臨時総会決議に基づき令和元年7月17日から施行する。

(付則) 本規程は、総会決議に基づき令和3年7月16日から施行する。